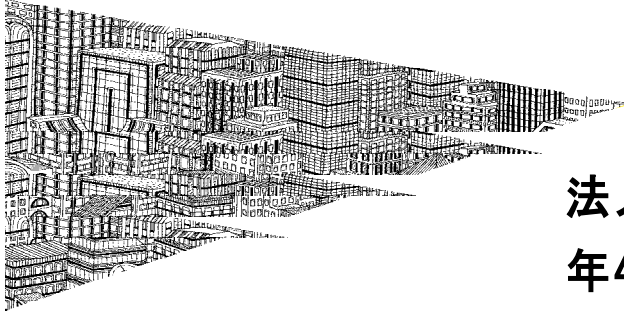


# タックスアラート

## 2013年05月



## 法人所得税法を修正・補足する2013年4月の草案

### 要約

- ▶ 法人所得税法を修正、補足する最新草案により、2014年01月01日から法人税率は22%に引き下げられ、2016年01月01日より20%に統一的に引き下げられる。
- ▶ また、この草案では一部特定分野・地域に投資するプロジェクト又は、拡大投資プロジェクト支援のために税制優遇措置が大きく更新される。

2013年04月16日に、国会常務委員会は法人所得税法の一部条項を修正・補足する草案を国会に正式に提出しました。

2012年12月のタックスアラートで法人所得税法を修正・補足する草案を簡単に説明しましたが、今回の草案は以下の新たな規則を盛り込んでいます。

### 免税対象の追加

特別に経済的・社会的困難な地域における事業者で耕作、畜産事業を行う者又は、養殖、漁獲活動からの所得を得る者。

### 法人所得税を計算する際に、控除可能な費用と控除不可能な費用の修正・補足

自己資本金の5倍を超える、又は金融機関・銀行の場合、自己資本金の12倍を超える借入金からの支払利息は控除不可能な費用になります。（2018年01月01日時点で存在する借入金および同日より締結する契約に適用する）

### 適用税率の修正

法人所得税率は以前に提案された税率より1%減少し、22%になります。2016年01月01日より法人所得税率は20%になります。

但し、不動産、資本金の譲渡、プロジェクト譲渡など特定な分野の事業及びベトナム国外の事業からの所得を除き、従業員200人以下かつ年間の総売上が200億VND以下の事業者は2014年01月01日より税率20%を統一的に適用します。

## 税制優遇措置

税率	対象	適用期間	免税	減税
10%	特別に経済的・社会的困難な地域、経済区、ハイテク区における新規投資プロジェクトからの所得	15年	4年	9年
	複合原料、軽量建材、稀少原料の生産；再生エネルギー、クリーンエネルギー、廃棄物処理からのエネルギー生産；バイオ技術開発；環境保護に関する新規投資プロジェクトからの所得			
	高い技術を導入した農業事業体の所得			
	投資規模が6兆 VND 或いは3億 USD 以上で、投資ライセンスを取得してから3年間以内に投資資金を実施する生産分野（特別消費税を課税される商品製造及び鉱産物開拓プロジェクトを除く）に新しく投資するプロジェクトで、以下の条件を満たす場合の所得 <ul style="list-style-type: none"> <li>最低限で利益の発生年度より3年以内に1年間の総売上が10兆 VND 以上達成する；又は</li> <li>フルタイムの従業員を3千人以上雇用する</li> </ul>			
10%	新聞の発行からの所得（新聞に広告する活動も含む）；法規定に基づく出版活動をする出版社	プロジェクト全期		
	植林・営林事業；経済的・社会的困難な地域における農林畜産事業；新種の植物及び動物の繁殖；塩の生産、開拓、精製；収穫した農産物の保管、水産物及び食料の保管に投資する活動の所得			
20%	経済的・社会的困難な地域における新規投資プロジェクトからの所得	プロジェクト全期	2年	4年
	高品質製鉄事業；省エネルギー製品の製造；農林水産業の生産に使用する設備・機械の製造；灌漑設備の製造；家畜、家禽、水産物用飼料の精算・精製；伝統的産業の開発に関する新規投資プロジェクトからの所得			
	マイクロ金融組織（低所得層の個人・世帯、超小規模事業体向けの金融サービスを提供）の所得			
20%	工業団地に新しく投資するプロジェクトからの所得（大きな都市、経済的・社会的に良い条件がある地域に位置する工業団地を除く）	2016年01月01日より適用	2年	4年

## 投資拡大に関する優遇税制条項の修正

税制優遇が適用される分野・地域に投資した事業者が投資拡大プロジェクトを行う場合、以下の税制優遇措置のいずれかを選択できます：

- ▶ 現行プロジェクトの税制優遇措置の残存期間（がある場合）で継続してその優遇措置を受けることができます；又は
- ▶ 追加投資から発生する所得に対する税の減免。減税・免税の期間は優遇地域・分野における新しい投資プロジェクトの減税・免税期間と同等です。

但し、上記の優遇措置を受けるために、事業者の投資拡大プロジェクトは以下のいずれかの条件を満たさなければなりません：

- ▶ 優遇措置分野に属する投資プロジェクトが完成して活動に入った時点で固定資産の取得原価が、20億VND以上増加。又は、経済的・社会的に特別に困難な地域にて実施する投資拡大プロジェクトの場合は、固定資産の取得原価が100億VND以上増加。
- ▶ 追加投資以降の固定資産の取得原価が投資以前の固定資産の総取得原価に比較して20%以上増加；
- ▶ 設計上の生産能力が投資以前の能力に比較して20%以上増加；

上記の3条件のひとつでも満たさない場合は、現行のプロジェクトの優遇措置を残存期間に適用します。

## 減税に関する規則の追加

事業者が特別に経済的・社会的に困難な地域に投資している組織・個人に優遇分野の技術を移転する場合、技術移転からの所得に対する法人税は50%減税されます。

この修正・補足は2014年01月01日より適用されます。

上記 に関してお問い合わせ等がございましたら、いつでも当事務所までご相談ください。

## お問い合わせ先

このニュースレターと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及びアドバイザリー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

**Huong Vu** パートナー  
[huong.vu@vn.ey.com](mailto:huong.vu@vn.ey.com)

**Thanh Trung Nguyen** ディレクター  
[thanh.trung.nguyen@vn.ey.com](mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com)

**Trang Pham** ディレクター  
[trang.pham@vn.ey.com](mailto:trang.pham@vn.ey.com)

**The Gia Tran** ディレクター  
[the.gia.tran@vn.ey.com](mailto:the.gia.tran@vn.ey.com)

**佐藤 行洋** 日系企業担当マネージャー  
[Yukihiro.Sato@vn.ey.com](mailto:Yukihiro.Sato@vn.ey.com)

**Kyung Hoon Han** 韓国系企業担当マネージャー  
[Kyung.hoon.han@vn.ey.com](mailto:Kyung.hoon.han@vn.ey.com)

### ホーチミン事務所

**Christopher Butler** パートナー  
[christopher.butler@vn.ey.com](mailto:christopher.butler@vn.ey.com)

**Nhung Tran Thi Tuyet** パートナー  
[nhung.tran@vn.ey.com](mailto:nhung.tran@vn.ey.com)

**Nitin Jain** パートナー  
[nitin.jain@vn.ey.com](mailto:nitin.jain@vn.ey.com)

**Sarah Jubb** エグゼクティブ・ディレクター  
[sarah.jubb@vn.ey.com](mailto:sarah.jubb@vn.ey.com)

**Thinh Xuan Than** ディレクター  
[thinh.xuan.than@vn.ey.com](mailto:thinh.xuan.than@vn.ey.com)

**Thy Anh Huynh** ディレクター  
[thy.anh.huynh@vn.ey.com](mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com)

**小野瀬 貴久** 日系企業担当インドシナ統括ディレクター  
[Takahisa.onose@vn.ey.com](mailto:Takahisa.onose@vn.ey.com)

2013年5月

タックスアラート | Page 4

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000317

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)